

千葉県あんしんケアセンター幕張
指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会が開設する千葉県あんしんケアセンター幕張（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、事業の人員及び運営に関する事項を定め、要支援状態・基準該当者である高齢者に対し、適正な指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 担当職員は、事業所の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮するとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮するものとする。

2 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供される指定介護予防サービス等が特定の種類、又は特定の事業者により不当に偏ることのないよう、公平中立に実施する。

3 事業の運営に当たっては、千葉県、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び住所地は、次のとおりとする。

- 一 名称 千葉県あんしんケアセンター幕張
- 二 住所地 千葉県花見川区幕張町5-460-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（以下担当職員との兼務可）
管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整その他の業務の管理を一元的に行う。
- 二 担当職員
 - ア 保健師（看護師） 1名（常勤）以上
 - イ 主任介護支援専門員 1名（常勤）以上
 - ウ 社会福祉士 1名（常勤）以上担当職員は、介護予防サービス計画の作成、変更、介護予防サービス計画に基づくサービス提供にかかる連絡調整を行う。
- 三 事務職員 1名（非常勤）以上
必要な一般事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

ただし、営業日及び営業時間外であっても、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、日曜日・祝祭日・12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(事業の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 一 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 二 担当者が利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等に面接して、解決すべき課題の把握（アセスメント）を行う。
 - 三 アセスメントの結果を踏まえ、介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画の原案を作成する。
 - 四 サービス担当者会議の開催等により、専門的な見地からの意見を求める。
 - 五 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画原案の内容について、利用者又はその家族に対して、説明し、同意を受けたうえで、介護予防サービス計画を交付する。
 - 六 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、計画の達成状況について評価する。
- 2 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
ただし、介護保険法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費・介護予防ケアマネジメント計画費が支払われる場合（法定代理受領）を除く。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、別紙のとおり千葉市あんしんケアセンター幕張が地域包括支援センターとして担当する区域と同一の区域とする。武石町、幕張町、幕張本郷

（介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の委託）

第8条 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの一部を委託する場合には、千葉市介護保険運営協議会地域包括支援センター等の運営部会の議を経た上で実施するものとする。

（事故発生時の対応）

第9条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（法令の遵守）

第10条 介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに師弟介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準（平成18年厚生省令第37号）その他の関係法令を遵守し、適正な運営に努めるものとする。

（秘密保持）

第11条 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じるものとする。また、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

2 従業員が、退職後も業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、これらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

（業務継続計画の策定）

第12条 感染症や非常災害の発生時に、利用者支援の業務を継続的に実施するため及び業務の再開を図るために、次の措置を講じるものとする。

- 一 業務継続計画を策定する。
- 二 従業者に対する業務計画の周知、定期的な研修及び訓練を実施する。
- 三 定期的に業務継続計画の見直しを行う。

（虐待防止に関する事項）

第13条 利用者の人権の養護・虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果に従業員に周知する。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対して定期的な研修を実施する。

(ハラスメント防止に関する事項)

第14条 暴言・暴力・ハラスメント等により、従業者の就労環境が害されることを防止するため、次の措置を講じるものとする。

- 一 事業者のハラスメント防止のための方針に従業者へ周知し、啓発を行う。
- 二 相談窓口の担当者を定め、従業者からの相談に応じる。

(その他運営についての留意事項)

第15条 担当職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会及び事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規定は、平成24年10月1日から施行する。
- この規定は、平成29年4月1日から一部改定する。
- この規定は、令和2年4月1日から一部改定する。
- この規定は、令和3年4月1日から一部改定する。